

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番24号

**株式会社 UEX**

代表取締役社長 岸 本 則 之

## 第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成28年6月20日（月曜日）午後5時30分までにご送付くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目2番24号  
天王洲セントラルタワー27階 セントラルホール27  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第62期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第62期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(URL <http://www.uex-ltd.co.jp/>)

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、政府及び日銀による経済政策・金融政策によって企業収益や雇用環境に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、中国経済の減速や原油安に加え、年明け以降の市場の不安定な動き等もあり、今後の見通しに対して慎重な見方ができております。

ステンレス鋼業界におきましては、国内市場では需要が盛り上がり、鋼板受注実績は、産業用機器用、船舶用は前年を上回ったものの建設用、自動車用、電気機器用等を中心に前年を下回りました。また、輸出においてもアジア向けを含めて前年を下回りました。この結果、平成27年(暦年)のステンレス鋼生産量(熱間圧延鋼材ベース)は、276万トンと前年実績の300万トンから8.0%の減少となりました。価格面につきましては、ニッケルをはじめとした原料価格が低下傾向となり、ステンレス鋼市況は軟調に推移しました。

このような状況の中、当期の連結業績及び配当は以下のとおりであります。

#### 【連結業績】

当社企業集団の連結業績は、主力事業である**ステンレス鋼その他金属材料の販売事業**において、受注・販売量の確保に注力するとともに休眠顧客の掘起しや高付加価値商品の販売など積極的な営業展開を図った結果、売上高は前期に比べ1.3%増加の41,675百万円となりました。利益面では、原価の上昇を十分に販売価格に転嫁することができず売上総利益率が低下し、販売費及び一般管理費を削減したものの、営業利益は前期に比べ2.8%減少の651百万円、経常利益は前期に比べ14.8%減少の587百万円を計上しました。親会社株主に帰属する当期純利益は、保有株式の評価損計上に加え、繰延税金資産について、税制改正に伴う税率を適用するとともに欠損金に係る部分について回収可能性を検討した結果、法人税等調整額187百万円を計上したことにより前期に比べ67.4%減少の223百万円となりました。

## 【事業別の業績】

### ＜ステンレス鋼その他金属材料の販売事業＞

ステンレス鋼の販売において、販売価格が前期に比べ0.5%低下したものの販売数量が4.2%増加したことなどにより、売上高は前期に比べ3.4%増加の39,882百万円となりました。営業利益は、加工品等の高付加価値商品の販売に注力する一方、人件費を中心に販売費及び一般管理費の削減に努めた結果、前期に比べ19.2%増加の483百万円を計上しました。

### ＜ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業＞

国内建築分野のステンレス鋼加工品販売は引き続き好調に推移しましたが、中国における造管事業は主力の自動車関連向けが減少したことにより、売上高は前期に比べ9.8%減少の1,159百万円、営業利益は前期に比べ9.8%減少の164百万円となりました。

### ＜機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業＞

当期は主要な物件の売上計上がなく、売上高は前期に比べ51.7%減少の634百万円、営業利益は販売費及び一般管理費を上回る売上総利益を確保することができず11百万円の損失（前期は72百万円の利益）を計上しました。

## 【配当】

当社は、競争力を維持し成長を促進させるために必要な資金や有利子負債削減など財務体質の改善を図るための資金を内部留保として確保していくことを前提に、株主に対し当該期の連結業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。連結業績に応じた利益配分の指標としては、連結配当性向30%程度を基準といたしますが、当期の配当につきましては、営業利益が計画値を達成しておりますことから、株主の皆様の日頃のご支援に報いるため昨年5月に発表しましたとおり期末に1株につき7円の普通配当を実施いたしました。すでに実施済みの第2四半期末配当金3円を含め年間配当金は計10円といたしたく存じますので、なにとぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 設備投資の状況

当期に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は386百万円であり、その主なものは、子会社ならびに当社伊勢原スチールサービスセンターにおける機械装置の更新であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

当期中は増資などによる資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

ステンレス鋼その他金属材料の販売事業におきましては、コアビジネスである鋼板事業の収益改善が課題であり、積極的かつきめ細かな営業活動により販売数量の確保に努めるとともに、製品歩留り率の向上や生産性の向上に取り組んでまいります。また、チタンをステンレスと並ぶ当社の主力商品と位置付け積極的な需要開拓を図るとともに、加工品分野を中心に付加価値を高める提案営業をさらに充実させる所存です。また、中国をはじめとするアジア諸国など海外需要の捕捉に努める一方、販売費及び一般管理費などのコストを削減し収益率を向上させることが課題と認識しております。

ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業につきましては、中国における造管事業で昨年より新たに開始した、より付加価値の高い加工品製造事業において、顧客ニーズに適合する製品を安定的に製造・供給できる体制を構築するとともに、新規需要家の開拓が課題と認識しております。

機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業におきましては、食品・環境関連設備分野向けに加え、独自の技術により新規顧客の開拓に全力を尽くし、確固たる収益基盤を構築する所存です。

当社企業集団といたしましては、海外子会社を含めたグループ企業間の連携を一層強化して、効率的な販売活動に注力するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底により、経営の透明性を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第59期 平成24年4月から 平成25年3月まで	第60期 平成25年4月から 平成26年3月まで	第61期 平成26年4月から 平成27年3月まで	第62期(当期) 平成27年4月から 平成28年3月まで
①企業集団の状況				
売上高	36,820	38,363	41,150	41,675
経常利益	△103	427	689	587
親会社株主に帰属する 当期純利益	△200	321	686	223
1株当たり当期純利益	△18円06銭	29円16銭	62円28銭	20円27銭
総資産	29,329	29,858	30,898	30,478
純資産	8,608	8,770	9,876	9,197
②当社の状況				
売上高	34,540	36,283	39,052	39,655
経常利益	△325	330	420	471
当期純利益	△359	324	493	179
1株当たり当期純利益	△32円41銭	29円43銭	44円76銭	16円23銭
総資産	28,287	28,456	29,553	28,804
純資産	8,343	8,729	9,439	9,336

(注) 1. △印は、損失を示します。

- 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除しております。
- 第59期は、生産財分野におけるステンレス鋼需要停滞により販売数量が減少し価格も低下したことによって損失を計上しました。
- 第60期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において販売数量が増加したことに加え、メーカー値上げに対応した販売価格の改定や原価低減に努めたことにより業績が改善されました。
- 第61期は、主力事業であるステンレス鋼その他金属材料の販売事業において販売数量の確保に注力するとともに、メーカー値上げに対応した販売価格の改定を進めたことにより、売上高・親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加しました。
- 第62期(当期)の業績の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
上野エンジニアリング株式会社	60,000	90.0	一般産業用機械装置の設計・製作
株式会社 U E X 管 材	12,800	90.0	鋼管、鋼材、継手、バルブ類の販売
ステンレス急送株式会社	10,000	100.0	貨物自動車運送事業
日進ステンレス株式会社	20,000	100.0	ステンレス鋼材の販売
株式会社大崎製作所	15,500	100.0	有圧換気扇ウェザーカバーのOEM生産
上海威克斯不銹鋼有限公司	US\$2,000,000	100.0	ステンレス鋼管及び加工製品の製造・販売

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

各事業区分に属する主要な商品などは次のとおりであります。

事業区分	主要な商品など	会社名
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	ステンレス鋼、その他の鉄鋼製品、超合金、チタン	株式会社U E X（当社） 株式会社U E X 管材 日進ステンレス株式会社 ステンレス急送株式会社
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	ステンレス鋼製ウェザークーパー、ステンレス鋼管製品	株式会社大崎製作所 上海威克斯不銹鋼有限公司
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	一般産業用機械装置、エンジニアリングサービス	上野エンジニアリング株式会社

① 企業集団の売上高の内容

事業区分	売上高	構成比
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	39,882 百万円	95.7 %
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	1,159	2.8
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	634	1.5
合 計	41,675	100.0

② 当社の品目別売上高の内容

品 目	売上高	構成比
ステンレス鋼板	11,269 百万円	28.4 %
ステンレス鋼管	8,438	21.3
ステンレス条鋼	6,822	17.2
ステンレス建材	3,846	9.7
その他のステンレス鋼	3,327	8.4
小 計	33,702	85.0
普通鋼・特殊鋼	581	1.5
超合金・チタン	2,629	6.6
その他の	2,744	6.9
合 計	39,655	100.0

(8) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

① 当社

事業所	所在地	事業所	所在地
本社 (支店)	東京都品川区	(スチールサービスセンター)	
大阪支店	大阪府大阪市	三島スチールサービスセンター	静岡県三島市
九州支店	福岡県北九州市	伊勢原スチールサービスセンター	神奈川県伊勢原市
北陸支店	新潟県新潟市		
東北支店	宮城県柴田町	(配送センター)	
(営業所)		東京配送センター	東京都江東区
名古屋営業所	愛知県名古屋市	大阪配送センター	大阪府大阪市
東海営業所	静岡県三島市	名古屋配送センター	愛知県名古屋市
		九州配送センター	福岡県北九州市
		北陸配送センター	新潟県新潟市
		東北配送センター	宮城県柴田町

(注) 平成27年12月1日東北スチールサービスセンターを東北配送センターに名称変更しました。

② 子会社

上野エンジニアリング株式会社	東京営業所（東京都府中市）
株式会社 U E X 管材	本社（神奈川県伊勢原市）
ステンレス急送株式会社	本社（東京都江東区）
日進ステンレス株式会社	本社（神奈川県川崎市）
株式会社 大崎製作所	本社（福島県いわき市）
上海威克斯不銹鋼有限公司	本社（中華人民共和国上海市）

(9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
ステンレス鋼その他金属材料の販売事業	321名	(+) 8名
ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業	50名	(+) 3名
機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業	21名	(-) 2名
合計	392名	(+) 9名

(注) 使用人数には、嘱託を含み、臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
276名	(+) 8名	42.5歳	17.2年

(注) 使用人数には、嘱託を含み、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,898 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,208
株式会社商工組合中央金庫	827
株式会社東京都民銀行	610
株式会社親和銀行	370

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,000,000株(自己株式980,427株を含む。)
- (3) 株主数 2,761名(前期末比378名増加)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住友商事株式会社	1,200,000株	10.9%
株式会社メタルワン	699,500	6.3
新日鐵住金ステンレス株式会社	696,000	6.3
株式会社みずほ銀行	548,000	5.0
テックス・テクノロジー株式会社	430,000	3.9
三井物産スチール株式会社	368,000	3.3
UEX社員持株会	319,040	2.9
大同特殊鋼株式会社	316,000	2.9
第一生命保険株式会社	268,000	2.4
小田保中	200,000	1.8

(注) 持株比率は、自己株式(980,427株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岸 本 則 之	
取締役 専務執行役員	本 田 純 一	西日本地区営業統括、大阪支店長
取締役 専務執行役員	石 松 陽 一	東日本地区営業統括
取締役 常務執行役員	岡 崎 誠 一 郎	ユーザー営業部・東北支店・北陸支店 担当
取 締 役	伊 藤 哲 夫	一般財団法人国民公園協会専務理事
取 締 役	小 佐 井 優	
常 勤 監 査 役	板 倉 忠 義	
常 勤 監 査 役	猪 俣 節 夫	
監 査 役	小 川 秀 史 郎	弁護士、小川法律事務所代表

- (注) 1. 取締役伊藤哲夫、小佐井優の2氏は、社外取締役（独立役員）であります。  
 2. 監査役猪俣節夫、小川秀史郎の2氏は、社外監査役（独立役員）であります。  
 3. 監査役板倉忠義氏は当社において長年にわたる経理部長の職務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当期中に新たに就任した取締役は次のとおりであります。

就任年月日	地 位	氏 名
平成27年6月19日	取 締 役	小 佐 井 優

5. 当期中における役員の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

異動年月日	氏 名	異 動 前	異 動 後
平成27年6月1日	石 松 陽 一	東日本地区営業統括、 物流担当	東日本地区営業統括

6. 当事業年度末日後の役員の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

異動年月日	氏 名	異 動 前	異 動 後
平成28年4月1日	本 田 純 一	西日本地区営業統括、 大阪支店長	社長特命事項担当
平成28年4月1日	石 松 陽 一	東日本地区営業統括	営業統括

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	138.4百万円 (10.5百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	17.7百万円 (11.0百万円)
合 計	9名	156.1百万円

- (注) 1. 取締役1名に対し、当社が賃貸借契約により借り上げた社宅を貸与し、当期中に当社が負担した賃借料1.5百万円のうち0.8百万円を1名から徴収しております。
2. 取締役の報酬額は、平成7年6月開催の第41回定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、平成18年6月開催の第52回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当社との関係

- イ) 取締役伊藤哲夫氏は、一般財団法人国民公園協会の専務理事を兼務しております。なお、当社と同協会との間には特別の関係はありません。
- ロ) 監査役小川秀史郎氏は、小川法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

### ② 当期における主な活動状況

- イ) 取締役伊藤哲夫氏は、すべての取締役会ならびにその他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認し意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言などを行っております。
- ロ) 取締役小佐井優氏は、就任以降開催されたすべての取締役会ならびにその他重要な会議に出席し、企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
- ハ) 常勤監査役猪俣節夫氏は、すべての取締役会及び監査役会、ならびにその他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認し意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言などを行っております。
- ニ) 監査役小川秀史郎氏は、すべての取締役会及び監査役会、ならびにその他重要な会議に出席し、専門的な見地などから公正な意見の表明を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

至誠清新監査法人

(注) 当社の会計監査人である清新監査法人は、平成27年10月1日付で至誠監査法人と合併し、同日付で監査法人の名称を至誠清新監査法人と改めました。

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当社が支払うべき報酬等の額	29.5百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29.5百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1. の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備と当該体制の運用状況に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

### (1) 内部統制システム整備に関する基本方針

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び名誉会長は、法令及び定款を遵守することは当然のこととして、取締役及び名誉会長規則に従い、企業倫理を遵守し、率先垂範し、忠実にその職務を遂行する。また当社は、執行役員制を導入しており、当社の執行役員は、執行役員規則に従い、取締役同様に法令、定款及び企業倫理を遵守し忠実にその職務を遂行する。

当社の使用人は、就業規則に従い、法令及び定款を遵守し、自己の職務に対し責任を重んじ業務に精励するとともに、社内の秩序の維持に努力する。

社長直属の内部監査室を設置し、取締役及び使用人の業務状況に対し内部牽制機能を持たせる。

#### ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例的に月1回、また必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議し決定する。また、当社は業務執行体制を強化し責任の明確化を図るため、執行役員制を導入しており、執行役員は代表取締役社長の指揮・命令のもとで担当部門の全般的執行方針を策定し、その執行・管理にあたる。取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を設置し、取締役会に提案すべき事項その他経営上重要な事項を協議・決定する。

社内規程により、各部門の職務分掌や業務権限の明確化を図り、合理的かつ適切な業務手続を定める。また、コンプライアンスの強化及び業務の効率化を図るため、常に業務システムの見直しを行い適切な対応を行う。

#### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議における取締役の職務執行・意思決定に関する情報は、議事録として保存及び管理する。また、法令及び文書管理規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に、文書などの保存及び管理を行う。

**④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、コンプライアンス・与信・財務などに係るリスク管理のため社内規程を整備し、各部門はその社内規程に従い、業務を遂行する。そのなかで専門的立場からリスクと認識する事項を発見した場合には、速やかに経営会議に報告し、経営会議は当該事項について多面的に検討し、適切な対策を決定する。

**⑤ 当社企業集団における業務の適正化を確保するための体制**

当社企業集団として業務の適正と業務効率性を確保するために、関係会社規程を整備し、運用するとともに、関係会社の取締役及び監査役に当社の取締役又は使用人が就任し、管理体制の向上を図る。また、定例的に月1回、当社取締役と関係会社代表が出席する関係会社会議を開催し、各関係会社の業績及び業務執行状況を把握するとともに、当社と各関係会社との間で情報及び意見の交換を行う。

関係会社の業務執行状況を経営会議に報告する。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における**

当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役スタッフを置くこととし、その任命・異動・考課などについては、監査役と意見調整を行う。

**⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項**

監査役は、当社に対し職務の執行上必要となる費用等について前払及び償還を受けることができる。

**⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、以下の体制を整える。

- ・ 経営会議に常勤監査役の出席を求める
- ・ 関係会社会議に常勤監査役の出席を求める
- ・ 監査役会に内部監査室長を出席させ情報及び意見交換を行う
- ・ 会計監査人から監査役に対し会計監査内容について説明を行う
- ・ 全ての稟議書を監査役の閲覧に付する
- ・ 通知・報告したことを理由として、通知・報告者に不利な取扱いをすることを禁止する

## (2) 内部統制システムの整備・運用状況

上記の基本方針に基づき、当期（第62期）における内部統制システムの取組につきましてはコンプライアンスの徹底を通知（5月）し、内部統制委員会（12月、3月）とリスク管理委員会（9月、3月）をそれぞれ2回開催しております。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、その評価実施計画につき取締役会の承認を得て実行し、整備・運用状況を取締役に報告しております。

## (3) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を決議しております。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の取引関係を遮断し、反社会的勢力による不当な要求等は断固拒絶する。

## (4) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（以下、「特防連」）に加盟し、特防連等が開催する研修会等に総務部担当者を参加させ情報の収集、一元管理を行っております。また、所轄警察等との連携を図り、反社会的勢力からの不当な要求等に対し組織的に対応することとしております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針を定め特定株主グループの株券等保有割合が20%以上を目的とする当社株券等の買付行為への対応策（以下、「本対応策」という）を導入しております。

## (1) 基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大量買付提案に応じるかどうかの判断は最終的に株主の意思に基づいて行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付提案の中には、企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも少なくありません。当社としては、このような当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない大量買付けを行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような買付提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために必要かつ十分な情報の確保や株式の大量買付けを行う者との交渉などを行う必要があると考えています。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

ステンレス流通業は、日本の経済成長が鈍化していくなか、成熟期を迎えており、従来の問屋機能だけに依存したビジネスモデルでは、当社の企業価値を大幅に向上させていくことは困難になってきています。当社では企業価値を高めていくために、次のような施策に取組んでおります。

- ① 加工分野を強化することにより、高付加価値商品・サービスの提供を更に充実させております。そのため、最新鋭の機械・設備を導入し、当社の内製加工力を強化しております。
- ② 海外事業として、中国市場において当社の子会社の業容を拡大し、中国に進出する日系企業向けを中心に販売・サービスを充実させております。また、今後成長が見込まれる他地域においても事業展開の可能性の研究を進めていきます。
- ③ 同業他社との差別化を図るため、取引先への提案営業を実践し、ソリューション機能を強化します。そのため、人事制度・社員教育を充実させ、優秀な人材の育成に努めます。

**(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

① 本対応策の内容

a. 本対応策の概要

本対応策は、当社株券等の大量買付行為に、株主が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間を確保するとともに、大量買付者との協議・交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

b. 独立委員会の設置

本対応策においては、対抗措置の発動等にあたって当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置します。

② 対抗措置の概要

大量買付者が本対応策に規定された手続を遵守しない場合や、大量買付行為により当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法令もしくは当社定款によって認められる対抗措置をとることがあります。

③ 株主総会における決議

当社取締役会は、独立委員会が買付内容等を考慮の上、対抗措置の発動につき株主総会の招集を勧告した場合には、速やかに株主総会を招集し、対抗措置発動に関する議案を当該株主総会に付議するものとし、対抗措置発動の決議がなされた場合には、株主総会の決議に従うものとします。大量買付者は株主総会の決議がなされるまでの間、買付けを実行してはならないものとします。

④ 本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。

**(4) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響**

当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の決議がなされた場合、当社は法令及び証券取引所規則に基づいて適切に開示を行います。当社取締役会又は株主総会の決議において、対抗措置として新株予約権の無償割当て

の決議が行われた場合、当該決議において当社取締役会が定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、新株予約権の行使手続を経ない場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに大量買付者ならびにその共同保有者及び特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者と当社取締役会が判断する者（以下「非適格者」といいます。）以外の株主から新株予約権を取得する手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式が交付されるため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応策に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、新株予約権の無償割当て決議がなされた場合であっても、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で新株予約権を取得することがあります。その場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る可能性があります。

**(5) 本対応策が基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由**

本対応策は、以下の理由により、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- ② 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって継続されていること
- ③ 株主の意思を重視するものであること
- ④ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと
- ⑤ 独立性の高い社外者による判断の重視
- ⑥ 客観的発動要件の設定

---

(注) 本事業報告の記載金額は、単位未満の端数を四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>20,537,243</b>	( 負 債 の 部 )	
現金及び預金	2,015,938	<b>流 動 負 債</b>	<b>17,681,011</b>
受取手形及び売掛金	10,914,326	支払手形及び買掛金	8,671,809
商品及び製品	6,865,039	電子記録債務	3,388,427
仕掛品	33,412	短期借入金	4,919,992
原材料及び貯蔵品	85,243	リース債務	4,851
繰延税金資産	99,560	未払法人税等	74,351
その他	531,266	賞与引当金	225,787
貸倒引当金	△7,540	その他の他	395,793
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,940,286</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,599,244</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>7,078,898</b>	社債	300,000
建物及び構築物	846,019	長期借入金	584,149
機械装置及び運搬具	664,426	リース債務	3,476
土地	5,463,949	再評価に係る繰延税金負債	779,198
リース資産	8,327	退職給付に係る負債	1,816,172
建設仮勘定	2,900	その他の他	116,249
その他	93,277	<b>負 債 合 計</b>	<b>21,280,255</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>196,444</b>	( 純 資 産 の 部 )	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,664,944</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,990,136</b>
投資有価証券	1,444,044	資本金	1,512,150
長期滞留債権	65,586	資本剰余金	1,058,008
繰延税金資産	820,948	利益剰余金	5,664,397
その他	399,952	自己株式	△244,419
貸倒引当金	△65,586	その他の包括利益累計額	1,192,247
<b>資 産 合 計</b>	<b>30,477,529</b>	その他有価証券評価差額金	319,864
		繰延ヘッジ損益	91
		土地再評価差額金	1,538,550
		為替換算調整勘定	17,401
		退職給付に係る調整累計額	△683,659
		非支配株主持分	14,892
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,197,274</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>30,477,529</b>

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	41,675,356
売上原価	36,100,766
売上総利益	5,574,590
販売費及び一般管理費	4,923,232
営業利益	651,358
営業外収益	
受取利息	350
受取配当金	34,272
生命保険返戻金	417
受取貸貨料	20,030
販売手数料収入	15,594
持分法による投資利益	10,309
その他	10,833
営業外費用	
支払利息	97,747
有形売却損	22,370
替の差損	29,367
その他	6,746
経常利益	156,228
特別利益	586,935
特定資産売却益	2,109
特別損失	
特定資産除却損	8,130
投資有価証券評価損	36,654
減損損失	1,500
税金等調整前当期純利益	46,285
法人税、住民税及び事業税	542,760
法人税等調整額	131,773
当期純利益	186,883
非支配株主に帰属する当期純利益	224,103
親会社株主に帰属する当期純利益	692
	223,411

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,512,150	1,058,008	5,649,317	△244,419	7,975,056
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△209,372		△209,372
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			223,411		223,411
土地再評価差額金の取崩			1,041		1,041
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	15,080	—	15,080
当 期 末 残 高	1,512,150	1,058,008	5,664,397	△244,419	7,990,136

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	426,062	178	1,495,795	28,418	△62,204	1,888,249	13,107	9,876,412
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△209,372
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								223,411
土地再評価差額金の取崩								1,041
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△106,197	△87	42,755	△11,017	△621,455	△696,002	1,784	△694,218
当 期 変 動 額 合 計	△106,197	△87	42,755	△11,017	△621,455	△696,002	1,784	△679,138
当 期 末 残 高	319,864	91	1,538,550	17,401	△683,659	1,192,247	14,892	9,197,274

## 連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

### 1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しております。

当該連結子会社は上野エンジニアリング株式会社、ステンレス急送株式会社、株式会社U  
EX管材、日進ステンレス株式会社、株式会社大崎製作所、上海威克斯不銹鋼有限公司の6  
社であります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

関連会社は全て持分法を適用しております。

当該持分法適用関連会社は、株式会社ナカタニの1社であります。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下に記載する子会社を除き連結決算日と一致しております。

上海威克斯不銹鋼有限公司の決算日は、12月31日であります。

なお、連結計算書類を作成するに当たっては、同日現在の計算書類を使用し連結決算日と  
の間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

…… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処  
理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

…… 移動平均法による原価法

##### (ロ) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品………月別移動平均法

仕掛品、原材料………月別移動平均法

貯蔵品………最終仕入原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）については、定額  
法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によ  
っております。

##### ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐  
用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (ロ) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法を採用しております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）

に基づく定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- (イ) 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (ロ) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に属する額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- (イ) ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
  - (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象
    - ①ヘッジ手段  
金利スワップ  
為替予約
    - ②ヘッジ対象  
借入金の利息  
外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
  - (ハ) ヘッジ方針  
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を、また、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の認識は個別契約ごとに行っております。
  - (ニ) ヘッジの有効性評価の方法  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているので有効性の評価を省略しております。  
また、為替予約については、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の評価を省略しております。
  - (ホ) その他リスク管理方法のうち、ヘッジ会計に係るもの  
デリバティブ取引は、「デリバティブ等取引及びヘッジ会計処理に関する管理規程」及び「職務権限規程」等により、厳格に取引を執行管理しております。  
また、内部牽制組織としては、デリバティブ取引に係る契約締結業務は経理部財務チームが担当し、デリバティブ取引の契約状況及び運用状況については経理部経理チームが管理し、半年ごとに取締役会に報告しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (イ) 退職給付に係る負債の計上基準  
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。  
なお、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
  - (ロ) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税については、税抜方式を採用しております。

[会計方針の変更に関する注記]

1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っておりません。
2. 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)が当連結会計年度末に係る連結計算書類から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度から当該適用指針を適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。これによる繰延税金資産及び利益剰余金に与える影響額はありません。

[表示方法の変更に関する注記]

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。  
 なお、前連結会計年度の「受取賃貸料」は、14,060千円であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形	201,210千円
商品及び製品	2,000,000
建物及び構築物	786,438
機械装置及び運搬具	307,774
土地	5,236,667
その他(有形固定資産)	1,898
投資有価証券	316,466
合計	8,850,452

(2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	1,215,201千円
電子記録債務	1,647,032
短期借入金	4,047,800
社債	300,000
長期借入金	554,800
合計	7,764,833

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,184,859千円

3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。  
 株式会社三益

7,500千円

4. 受取手形割引高 299,098千円

5. 受取手形裏書譲渡高 204,651千円

6. 流動化による手形債権買戻し義務額 236,608千円

7. 厚生年金基金の解散について

当社及び当社連結子会社1社が加入する「東京金属事業厚生年金基金」は、平成27年9月18日開催の代議員会において解散の方針を決議しております。当方針決議により、同基金解散に伴う費用が発生する可能性があります。現時点では不確定要素が多く、合理的な見積金額を算定することは困難であります。

8. 土地の再評価に関する法律の適用

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算出しております。

再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回っている額

1,949,482千円

[連結損益計算書に関する注記]

売上原価に含まれるたな卸資産の簿価切下げ額

22,999千円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

12,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年6月19日 定 時 株 主 総 会	普通株式	176,313	(注) 16.00	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年11月5日 取 締 役 会	普通株式	33,059	3.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(注) 1株当たり配当額には記念配当5円00銭が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株 式 の 類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年6月21日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	77,137	7.00	平成28年3月31日	平成28年6月22日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社企業集団は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、当社企業集団の「信用管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日です。

短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ）をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社企業集団では、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時 価（※1）	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	2,015,938	2,015,938	—
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	10,914,326	10,914,326	—
(3) 投 資 有 価 証 券	1,037,036	1,037,036	—
(4) 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	(8,671,809)	(8,671,809)	—
(5) 電 子 記 録 債 務	(3,388,427)	(3,388,427)	—
(6) 短 期 借 入 金	(4,919,992)	(4,919,992)	—
(7) 社 債	(300,000)	(303,356)	△3,356
(8) 長 期 借 入 金	(584,149)	(579,139)	5,010
(9) デリバティブ取引（※2）	132	132	—

(※1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、(5)電子記録債務、ならびに(6)短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 社債  
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債を新規に調達した場合に想定される利率で割り引いて算出される方法によっております。
- (8) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (9) デリバティブ取引  
① ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当するものはありません。  
② ヘッジ会計が適用されているもの  
ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、以下のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル ユーロ	外貨建予定取引	32,573 378	— —	127 5
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	521,000	350,000	(※)
合 計			553,951	350,000	132

※ 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	407,007

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額

833円28銭

1株当たり当期純利益

20円27銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 U E X  
取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 中 根 堅次郎 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 高 岡 宏 成 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社UEXの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UEX及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,905,943</b>	( 負 債 の 部 )	
現 金 及 び 預 金	1,393,550	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,982,902</b>
受 取 手 形 金	3,802,778	支 払 手 形	4,320,050
売 掛 金	6,608,706	電 子 記 録 債 務	3,388,427
商 品	6,529,626	買 掛 金	4,089,425
貯 蔵 品	27,947	短 期 借 入 金	4,627,800
前 渡 金	5,220	未 払 金	150,205
前 払 費 用	20,330	未 払 費 用	27,927
繰 延 税 金 資 産	77,665	未 払 法 人 税 等	23,945
未 収 入 金	267,150	前 受 金	28,786
そ の 他 の 流 動 資 産	180,537	預 り 金	31,044
貸 倒 引 当 金	△7,566	賞 与 引 当 金	184,493
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,898,445</b>	そ の 他 の 流 動 負 債	110,800
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,620,743</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,485,817</b>
建 物	744,681	社 債	300,000
構 築 物	24,072	長 期 借 入 金	554,800
機 械 及 び 装 置	416,286	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	779,198
車 輛 運 搬 具	134	退 職 給 付 引 当 金	740,954
工 具 器 具 及 び 備 品	79,378	そ の 他 の 固 定 負 債	110,864
土 地	5,353,293	<b>負 債 合 計</b>	<b>19,468,719</b>
建 設 仮 勘 定	2,900	( 純 資 産 の 部 )	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>194,175</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,495,700</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	193,700	資 本 本 金	1,512,150
電 話 加 入 権	425	資 本 剰 余 金	1,058,008
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	50	資 本 準 備 金	1,058,008
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>3,083,527</b>	利 益 剰 余 金	<b>5,169,961</b>
投 資 有 価 証 券	1,012,235	利 益 準 備 金	340,125
関 係 会 社 株 式	958,154	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,829,836
出 資 金	17,291	別 途 積 立 金	3,800,000
関 係 会 社 出 資 金	268,938	繰 越 利 益 剰 余 金	1,029,836
長 期 滞 留 債 権	65,586	<b>自 己 株 式</b>	<b>△244,419</b>
長 期 前 払 費 用	4,443	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,839,969
保 険 積 立 金	136,071	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	301,328
会 員 権	55,760	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	91
繰 延 税 金 資 産	501,388	土 地 再 評 価 差 額 金	1,538,550
そ の 他 の 投 資 等	129,248	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,335,669</b>
貸 倒 引 当 金	△65,586	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>28,804,388</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>28,804,388</b>		

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	39,655,146
売 上 原 価	34,795,608
売 上 総 利 益	4,859,538
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,476,632
営 業 利 益	382,906
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,139
受 取 配 当 金	160,986
生 命 保 険 返 戻 金	417
受 取 賃 貸 料	33,565
事 務 受 託 手 数 料 収 入	21,720
販 売 手 数 料 収 入	15,594
そ の 他	7,419
営 業 外 費 用	242,840
支 払 利 息	98,014
手 形 売 却 損	22,370
為 替 差 損	31,687
そ の 他	2,922
経 常 利 益	154,993
特 別 利 益	470,752
特 別 損 失	
特 別 損 失	
特 別 損 失	140
特 別 損 失	140
特 別 損 失	8,130
特 別 損 失	36,654
特 別 損 失	15,600
特 別 損 失	1,500
特 別 損 失	61,885
特 別 損 失	409,007
特 別 損 失	
特 別 損 失	44,820
特 別 損 失	185,287
特 別 損 失	230,107
特 別 損 失	178,900

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金 資 本 金 準 備 金	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
				そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,512,150	1,058,008	340,125	3,800,000	1,059,267	5,199,392
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△209,372	△209,372
当 期 純 利 益					178,900	178,900
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					1,041	1,041
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△29,431	△29,431
当 期 末 残 高	1,512,150	1,058,008	340,125	3,800,000	1,029,836	5,169,961

	評 価 ・ 換 算 差 額 等						純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△244,419	7,525,131	417,690	178	1,495,795	1,913,663	9,438,794
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△209,372					△209,372
当 期 純 利 益		178,900					178,900
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩		1,041					1,041
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△116,361	△87	42,755	△73,694	△73,694
当 期 変 動 額 合 計	—	△29,431	△116,361	△87	42,755	△73,694	△103,125
当 期 末 残 高	△244,419	7,495,700	301,328	91	1,538,550	1,839,969	9,335,669

## 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品……………月別移動平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法を採用しております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (2) ヘッジ会計の方法

###### (イ) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

###### (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

###### ①ヘッジ手段

金利スワップ  
為替予約

###### ②ヘッジ対象

借入金の利息  
外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

###### (ハ) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を、また、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の認識は個別契約ごとに行っております。

###### (ニ) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているので有効性の評価を省略しております。

また、為替予約については、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の評価を省略しております。

###### (ホ) その他リスク管理方法のうち、ヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引は、「デリバティブ等取引及びヘッジ会計処理に関する管理規程」及び「職務権限規程」等により、厳格に取引を執行管理しております。

また、内部牽制組織としては、デリバティブ取引に係る契約締結業務は経理部財務チームが担当し、デリバティブ取引の契約状況及び運用状況については経理部経理チームが管理し、半年ごとに取締役会に報告しております。

##### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式を採用しております。

#### [会計方針の変更に関する注記]

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）が当事業年度末に係る計算書類から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から当該適用指針を適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。これによる繰延税金資産及び繰越利益剰余金に与える影響額はありません。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形	201,210千円
商品	2,000,000
建物	692,083
構築物	22,854
機械及び装置	307,774
工具器具及び備品	1,898
土地	5,126,011
投資有価証券	316,466
合計	8,668,295

(2) 担保に係る債務

支払手形	424,128千円
電子記録債務	1,647,032
買掛金	791,072
短期借入金	3,987,800
社債	300,000
長期借入金	554,800
合計	7,704,833

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,303,012千円

3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

関係会社	
株式会社大崎製作所	60,000千円
上海威克斯不銹鋼有限公司	19,954
その他	
株式会社三益	7,500
合計	87,454

4. 受取手形割引高 299,098千円

5. 流動化による手形債権買戻し義務額 236,608千円

6. 厚生年金基金の解散について

当社が加入する「東京金属事業厚生年金基金」は、平成27年9月18日開催の代議員会において解散の方針を決議しております。当方針決議により、同基金解散に伴う費用が発生する可能性があります。現時点では不確定要素が多く、合理的な見積金額を算定することは困難であります。

7. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	879,727千円
短期金銭債務	124,241
長期金銭債務	2,867

8. 土地の再評価に関する法律の適用

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算出しております。

再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回っている額

1,949,482千円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

営業取引

売上高

2,913,435千円

仕入高

651,981

支払運賃

397,200

営業取引以外の取引高

190,191

2. 売上原価に含まれるたな卸資産の簿価切下げ額

22,999千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

980,427株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	22,532千円
賞与引当金損金算入限度超過額	56,935
退職給付引当金損金算入限度超過額	226,880
会員権評価損	70,872
投資有価証券評価損	27,786
関係会社株式評価損	16,558
未払役員退職慰労金	6,220
土地再評価差額金	166,719
欠損金	448,697
その他	47,519
繰延税金資産小計	1,090,718
評価性引当額	△387,258
繰延税金資産合計	703,460
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△124,367千円
繰延ヘッジ損益	△41
繰延税金負債合計	△124,408
繰延税金資産計上金額	579,053

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.34%から回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が31,889千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が38,877千円、その他有価証券評価差額金が6,986千円、繰延ヘッジ損益が2千円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が43,795千円減少し、土地再評価差額金が43,795千円増加しております。

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産はありませんが、事務機器、車両等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 株主	住友商事 株式会社	東京都 中央区	219,278	総合商社	所有 直接0.0% 被所有 直接10.9%	商品の 販売 及び 購入	商品の販売  商品の購入	79,523  3,810,228	売掛金 電子記録 債務 買掛金	5,776 1,300,409 303,977

(注) 1 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、債権及び債務の額には消費税等が含まれております。

2 取引条件ないし取引条件の決定方針

取引条件については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉のうえ、一般的な取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	上野エンジニア リング株式 会社	東京都 品川区	60	一般産業 用機械装 置の設 計・製作	所有 直接90.0%	商品の 販売 及び 資金の 援助	商品の販売  資金の貸付	364,904  230,000	受取手形 売掛金 その他の 流動資産	1,167 91,330 180,000

(注) 1 取引金額には消費税等が含まれておりませんが、債権の額には消費税等が含まれております。

2 取引条件ないし取引条件の決定方針

商品の販売については、市場価格、総原価を勘案して交渉のうえ、価格を決定しております。

また、資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額

847円19銭

1株当たり当期純利益

16円23銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 U E X  
取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 中 根 堅 次 郎 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 高 岡 宏 成 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社UEXの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及び附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月9日

株式会社 U E X 監査役会  
常勤監査役 板 倉 忠 義 ㊟  
常勤監査役  
(社外監査役) 猪 俣 節 夫 ㊟  
社外監査役 小 川 秀史郎 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、競争力を維持し成長を促進させるために必要な資金や有利子負債削減など財務体質の改善を図るための資金を内部留保として確保していくことを前提に、株主の皆様に対し当該期の連結業績に応じた利益配分を行うことを基本方針といたしております。連結業績に応じた利益配分の指標としては、連結配当性向30%程度を基準といたしますが、当期の配当につきましては、営業利益が計画値を達成しておりますことから、株主の皆様の日頃のご支援に報いるため昨年5月に発表しましたとおり期末に1株につき7円の普通配当を実施いたしたく存じます。

なお、第2四半期末配当金3円とあわせてまして年間配当金は1株につき10円となります。

### 期末配当に関する事項

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1) 配当財産の種類                    | 金銭 |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 |    |
| 当社普通株式1株につき金7円                 |    |
| 総額77,137,011円                  |    |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日             |    |
| 平成28年6月22日                     |    |

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	岸 本 則 之 (昭和31年3月4日生)	昭和54年3月 当社入社 平成11年6月 当社理事総務部長 平成13年6月 当社取締役経営企画担当兼総務部長 平成17年6月 当社常務取締役経営企画・経 理担当兼総務部長 平成23年6月 当社専務取締役経営企画・経 理担当兼総務部長 平成24年4月 当社代表取締役社長(現任)	183,700株
2	本 田 純 一 (昭和26年3月9日生)	昭和50年3月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成11年6月 当社理事 平成13年6月 当社取締役重機部長 平成14年4月 当社貿易部担当兼流通部長 平成15年4月 当社流通部長 平成15年6月 当社物流担当兼流通部長 平成16年10月 当社九州支店担当兼大阪支店 長 平成18年4月 当社常務取締役西日本地区営 業統括、大阪支店長 平成24年4月 当社専務取締役西日本地区営 業統括、大阪支店長 平成25年6月 当社取締役専務執行役員 西 日本地区営業統括、大阪支店 長 平成28年4月 当社取締役専務執行役員 社 長特命事項担当(現任・平成28 年7月1日株式会社大崎製作 所代表取締役社長就任予定)	51,900株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
3	いし まつ よう いち 石 松 陽 一 (昭和30年3月30日生)	昭和56年8月 当社入社 平成8年4月 当社九州支店長 平成13年6月 当社理事九州支店担当兼大阪支店長 平成16年10月 当社理事産機部・物流担当 平成17年6月 当社取締役営業総括・物流担当 平成18年4月 当社本社地区営業統括、物流担当 平成20年6月 当社本社地区および北日本・北陸地区営業統括、物流担当 平成23年6月 当社常務取締役 本社地区および北日本・北陸地区営業統括、物流担当 平成24年6月 当社東日本地区営業統括、物流担当 平成25年6月 当社取締役専務執行役員 東日本地区営業統括、物流担当 平成27年6月 当社取締役専務執行役員 東日本地区営業統括 平成28年4月 当社取締役専務執行役員 営業統括（現任）	26,800株
4	おか ぎき せい いち ろう 岡 崎 誠 一 郎 (昭和27年9月24日生)	平成元年4月 当社入社 平成13年6月 当社仕入部長 平成17年6月 当社執行役員仕入部長 平成19年6月 当社上席執行役員北日本・北陸地区営業統括兼仕入部長 平成20年6月 当社ユーザー営業部長 平成21年6月 当社取締役ユーザー営業部長 平成24年4月 当社ユーザー営業部担当 平成24年6月 当社ユーザー営業部・東北支店・北陸支店担当 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 ユーザー営業部・東北支店・北陸支店担当（現任）	18,900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
5	い とう てつ お 伊 藤 哲 夫 (昭和29年6月20日生)	昭和54年4月 環境庁入庁 平成13年1月 内閣官房内閣参事官(内閣官 房副長官補付) 平成15年7月 東西センター(アメリカ合衆 国)客員研究員 平成16年7月 環境省自然環境局総務課長 平成17年7月 環境省大臣官房会計課長 平成18年7月 財務省長崎税関長 平成20年7月 環境省大臣官房審議官 (併任:水環境担当審議官) 平成22年8月 環境省大臣官房廃棄物・リサ イクル対策部長 平成24年8月 環境省自然環境局長 平成25年7月 環境省退職 平成26年3月 一般財団法人国民公園協会専 務理事(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	—
6	こ さ い まさる 小 佐 井 優 (昭和25年8月31日生)	昭和48年4月 住友商事株式会社入社 平成8年6月 米国住友商事ヒューストン支 店鋼管部長 平成14年4月 住友商事株式会社大阪鋼管・ 厚板・輸送機材部長 平成16年4月 同社鋼管本部国内鋼管事業部 長 平成18年6月 住商パイプアンドスチール株 式会社(平成22年4月3社統 合により住商鋼管株式会社と なる。)代表取締役社長 平成22年4月 住商鋼管株式会社 代表取締 役社長 平成27年6月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 伊藤哲夫及び小佐井優の両氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、社外取締役である伊藤哲夫及び小佐井優の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 伊藤哲夫、小佐井優の両氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
  - (1)伊藤哲夫氏については、長年に亘り環境省において要職を歴任し、内閣官房内閣参事官の経験もあり、環境行政の豊富なキャリアと幅広い知識を有しており、その経験と知識を活かし、当社において社外取締役としての職務を適切に遂行してきていることなどから適任であると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時総会終結の時をもって2年となります。
  - (2)小佐井優氏については、住商鋼管株式会社において代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができると判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時総会終結の時をもって1年となります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役小川秀士郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
にの 二 みや 宮 しげ 茂 あき 明 (昭和26年2月18日生)	昭和48年4月 大蔵省入省 平成2年7月 東京国税局査察部長 平成9年7月 大蔵省北陸財務局長 平成12年6月 大蔵省大臣官房参事官 平成13年1月 財務省関東財務局長 平成14年7月 国民生活金融公庫理事 平成17年6月 株式会社群馬銀行社外取締役 (現任・平成28年6月退任予定) 平成17年7月 財団法人群馬経済研究所理事長 平成22年2月 一般財団法人群馬経済研究所 理事長(現任・平成28年6月 退任予定)	—

- (注) 1. 同氏は、新任の社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また同氏が取締役を務める株式会社群馬銀行及び理事長を務める一般財団法人群馬経済研究所と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏は、長年に亘り財務省において要職を歴任し、財務行政の豊富なキャリアと幅広い知識を有しております。また、金融機関における企業経営者としての幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

以 上

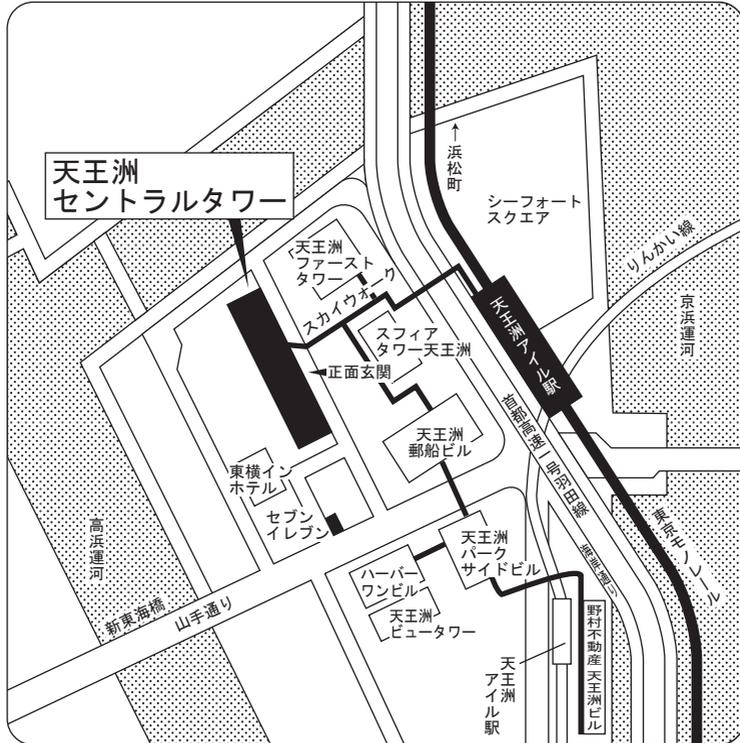


# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区東品川二丁目2番24号

天王洲セントラルタワー27階 セントラルホール27

☎090-3698-2498（当日のみの特設電話です）



- 浜松町駅より東京モノレールにて天王洲アイル駅下車
- りんかい線天王洲アイル駅下車
- 都バスご利用の方はJR品川駅港南口（東口）より天王洲アイル循環・りんかい線天王洲アイル駅行にて天王洲アイル下車

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。